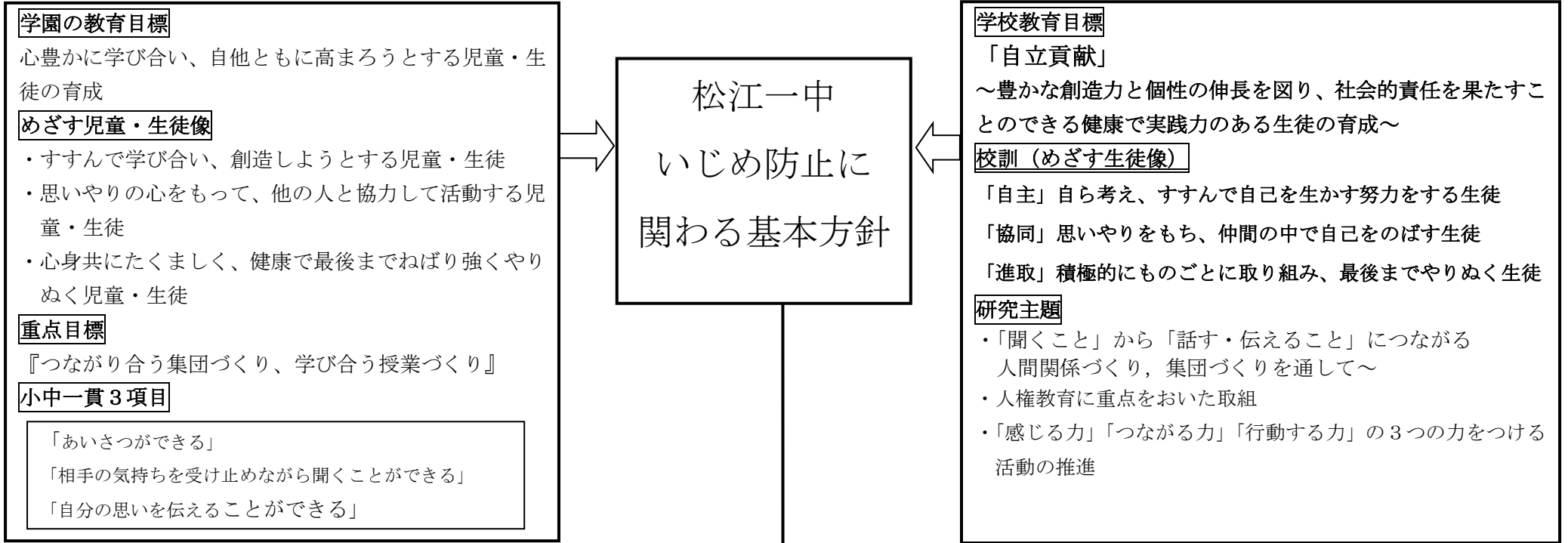


1 学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 《いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より》



いじめは、子どもの人権に関わる深刻な問題であり、人が生きるにあたって直面する現実の問題である。未来を創り、安心して豊かに生活できる将来の社会や集団を築く推進者である子どものために、いじめを生まない、いじめを許さない教育環境づくりをすすめるために下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決に組織的に取り組んでいきます。

基本理念

- お互いが多様性を尊重し、個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- 生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- いじめを行わず、また、いじめを放置することがないようにするとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

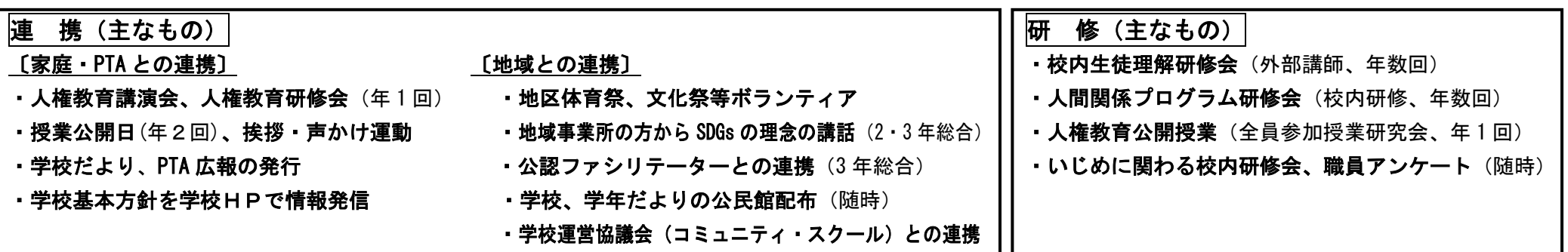
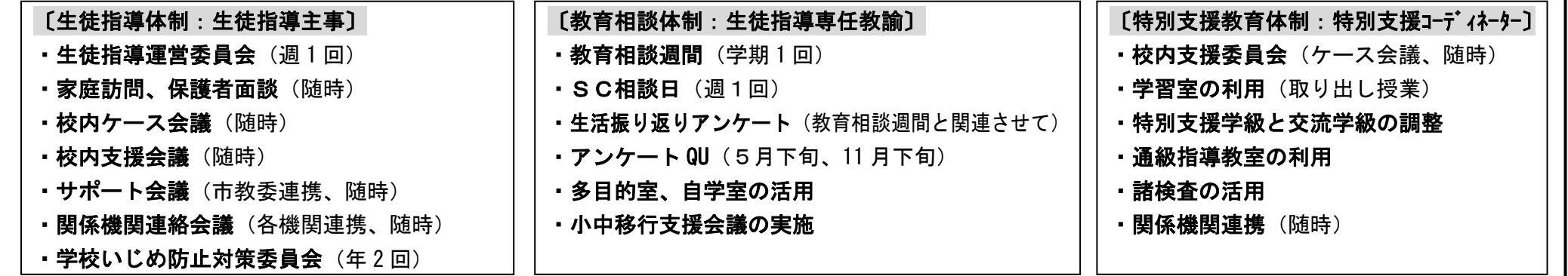
松江市教育大綱

組織的な対応を行うための中核となる常設の「**学校いじめ防止対策委員会**」を設置
 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導専任、学年主任、学年生指担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
 PTA正副会長、学園教育推進会議会長、（サポーター、スクールソーシャルワーカー）

- 未然防止 いじめを許さない環境作り 学校、家庭、地域が一体となった取組
- 早期発見 相談や通報の窓口 情報の収集と記録、共有 事実関係の把握 いじめであるか否かの判断
- 事案対応 被害側の子どもへの支援 加害側の子どもに対する指導の体制と方針の決定 保護者との連携
重大事態（法28条）への対応
- 各種取組 計画の作成、実行、検証、修正 校内研修 本方針の見直し

2 いじめの防止等の対策のための組織と体制

校内体制（統括：教頭）



3 いじめの防止等の取組

いじめの未然防止のための取組

○学校と地域が協働して、教育活動全体を通じて、すべての生徒が安心して自己有用感や達成感を感じられる学校生活づくりに組織的に取り組む。

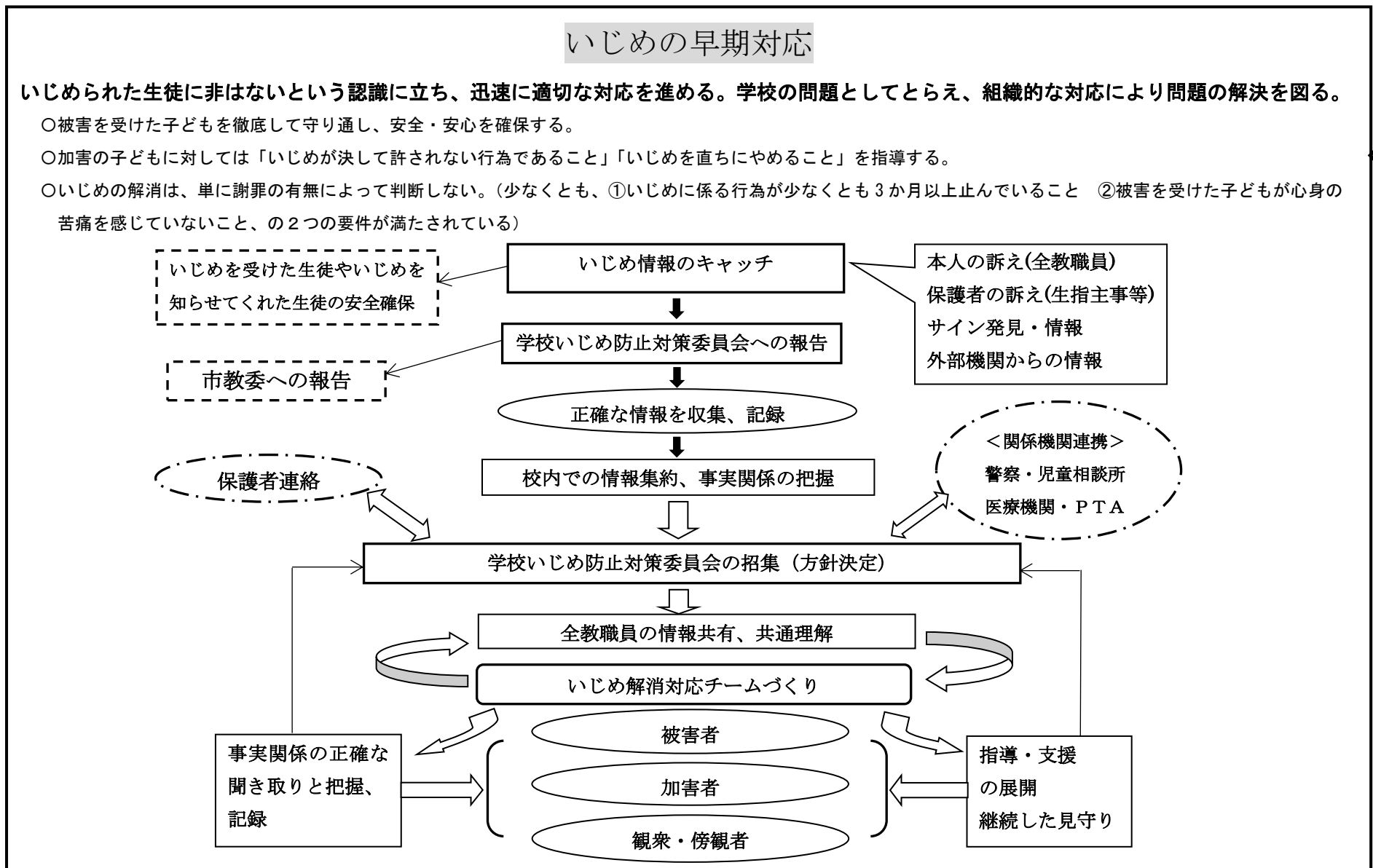
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり、学級づくり**
 - 生徒同士のかかわり合いを取り入れた「わかる授業づくり」
 - 一人一人を大切に「学級づくり」
 - 「こころ♡ほっとタイム（人間関係プログラム）」を通じた、強い個や自尊感情の育成
- 命や人権の尊重、豊かな心の育成**
 - 人権教育、道徳教育の充実（命の大切さを学ぶ教室、人権標語、私の聞き方宣言、意見文発表会等）
 - 体験活動の充実（職場体験、福祉体験、地域や保護者との連携、異学年との交流）
 - 特別な支援を要する生徒に係わる理解を進める教育
 - 「いじめの四層構造」の理解と「傍観者（黙認）」、「観衆（是認）」を生み出さない指導
- 生徒会活動の充実**
 - リーダーの育成と生徒の自治活動の活性化（こころ♡ほっと運動の実施）。
- 情報機器の適切な使い方、画像等の拡散の危険性の指導**
 - ネットのルールとマナーの指導（講演会、学級指導）
 - 画像や動画の拡散の被害者、学校、家庭、地域社会への影響、法的責任問題への発展の危険性の指導
 - 保護者への啓発（メディアコントロールウィーク、PTA会合等）
- ストレス等への対応**
 - 相談体制の周知とスクールカウンセラーとの連携
 - 心のケアに関する教職員研修
- 取組の見直しと充実**
 - 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用。自己評価をしながら充実を図る。
 - 学校評価、教員評価での評価を行い、取組の改善を図る。
- 特別な支援や配慮が必要な生徒への理解、対応**
 - 発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、LGBTQの生徒、東日本大震災や原子力発電所事故で被災・避難した生徒等に適切な支援と周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの早期発見

○日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、生徒や学級の様子を定期的に把握する。

○些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを対策委員会に報告・相談する。

- 日々の観察**
 - 朝の健康観察や授業、休憩、給食、清掃、部活動、放課後等の雑談の機会等に、生徒の様子に目を配る。
- 実践ノートでの交流**
 - 日々の記載から生徒の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。
- 教育相談**
 - 学期に1回ずつ、教育相談週間（10日程度）を設け、全員の生徒と面談する。
- アンケートや調査**
 - アンケート QI や生活振り返りアンケート（教育相談前）から生徒の実態を把握する。インターネットを介したいじめについてアンケートを実態把握に役立て迅速に対応する。
- 部活動顧問との情報交換**
 - 学校生活では見ることができない一面を模索し、生徒理解や適切な指導に努める。
- 相談機関や相談電話の紹介、案内**
 - 市の「いじめホットライン」を含む相談機関や相談電話の紹介や案内によって、校内に限らずいじめの訴えを幅広く捉える。



4 重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合は、その収束と同種の事態の発生を防止するため、直ちに教育委員会に報告する。以降は教育委員会の判断に従い対応を進める。調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年度3月 文部科学省）」に沿って対応する。

重大事態 ①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安 ・ 一定期間連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手。

※子どもや保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。